

高知県環境基本条例 (環境計画推進課)

1 経緯

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など、本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化及び環境それぞれの視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」を平成8年3月26日に制定しました。

2 特色

- ・環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと
- ・「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、「清流の保全」など本県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んだこと
- ・「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置付けたこと
- ・「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置付けたこと
- ・環境基本計画とローカルアジェンダ21の策定を位置付けたこと

3 概要

前文(抜粋)

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 市町村の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 県民の責務
- 第8条 高知県環境白書

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

- 第9条 環境基本計画

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

- 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
- 第11条 環境影響評価の推進
- 第12条 規則の措置
- 第13条 助成等の措置
- 第14条 施設の整備等の推進
- 第15条 資源の循環的な利用等の促進
- 第16条 都市部と中山間地域との連携の促進等
- 第17条 森林及び緑地の保全等
- 第18条 農村環境の保全等
- 第19条 清流の保全
- 第20条 美しい海及び海岸の保全
- 第21条 環境美化の促進
- 第22条 良好な景観の形式
- 第23条 環境教育及び環境学習の振興等
- 第24条 民間団体等の自発的な活動の促進
- 第25条 情報の提供
- 第26条 調査及び研究の実施等
- 第27条 監視及び測定等
- 第28条 総合調整等のための体制の整備

第3節 地球環境の保全

- 第29条 地球環境の保全に資する行動計画の策定等
- 第30条 地球環境の保全に関する国際協力等

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

- 第31条 国及び他の地方公共団体との協力等
- 第32条 市町村への支援

高知県環境基本計画第四次計画の推進

(環境計画推進課)

1 経緯

高知県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための道筋と具体的施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定しました。その後、計画の見直しを行い、平成20年11月に第二次計画を、平成23年4月に第三次計画を策定、平成28年4月に現計画の第四次計画を策定し、計画に基づいた環境政策に取り組んできました。

2 概要

(1) 高知県環境基本計画の位置付け

本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的な計画として基本的な方向性を示すものであり、地球温暖化対策や自然環境保全などの関連する個別計画の上位計画です。

(2) 計画の基本的な考え方

高知の自然を“まるごと”活かす
～環境保全と地域の自然資源を活かした
産業振興を目指して～

多様な主体が協働して本県の恵み豊かな環境を保全するとともに、地域の自然資源を活かした産業振興を目指します。

(3) 計画期間

平成28年度から令和2年度までの5年間

(4) 目指すべき将来像

目指すべき将来像は次の3つの社会とし、統合的に取組を進めていきます。

- ア 地球温暖化対策が進んだ低炭素社会
- イ 環境への負荷の少ない循環型社会
- ウ 自然環境の保全が図られた自然共生社会

(5) 計画の対象分野

計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

- ア 地球温暖化への対策
- イ 循環型社会への取組
- ウ 自然環境を守る取組
- エ 環境ビジネスの振興
- オ 環境を守り育てる人材の育成

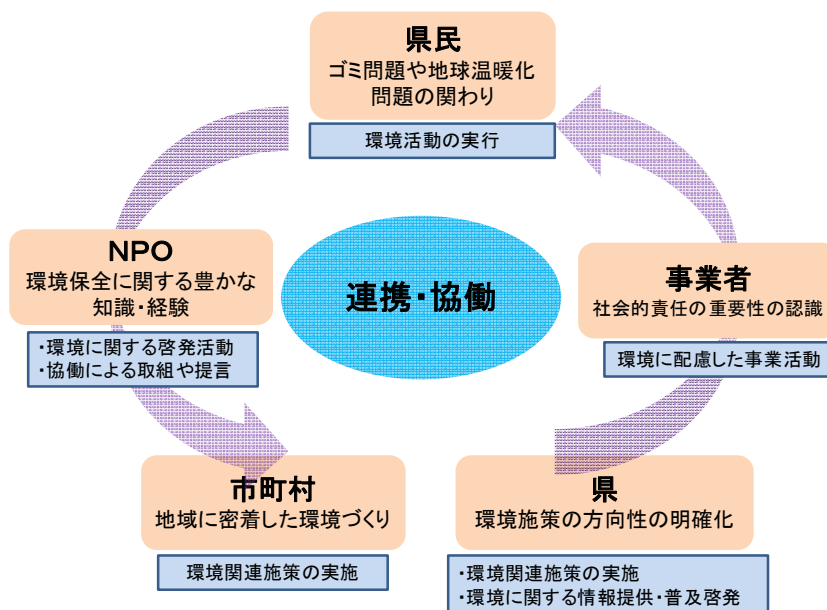
(6) 計画の推進体制

ア 計画の推進体制

庁内においては、横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、県民やNPO、事業者などが取組に主体的に参画し、連携・協働した取組を推進します。

イ 計画の進行管理

PDCAサイクルの考え方に基づき、進行状況の点検を行うとともに、必要に応じて個別の施策や事業の見直しなどの検討を行います。



環境基本計画の推進体制

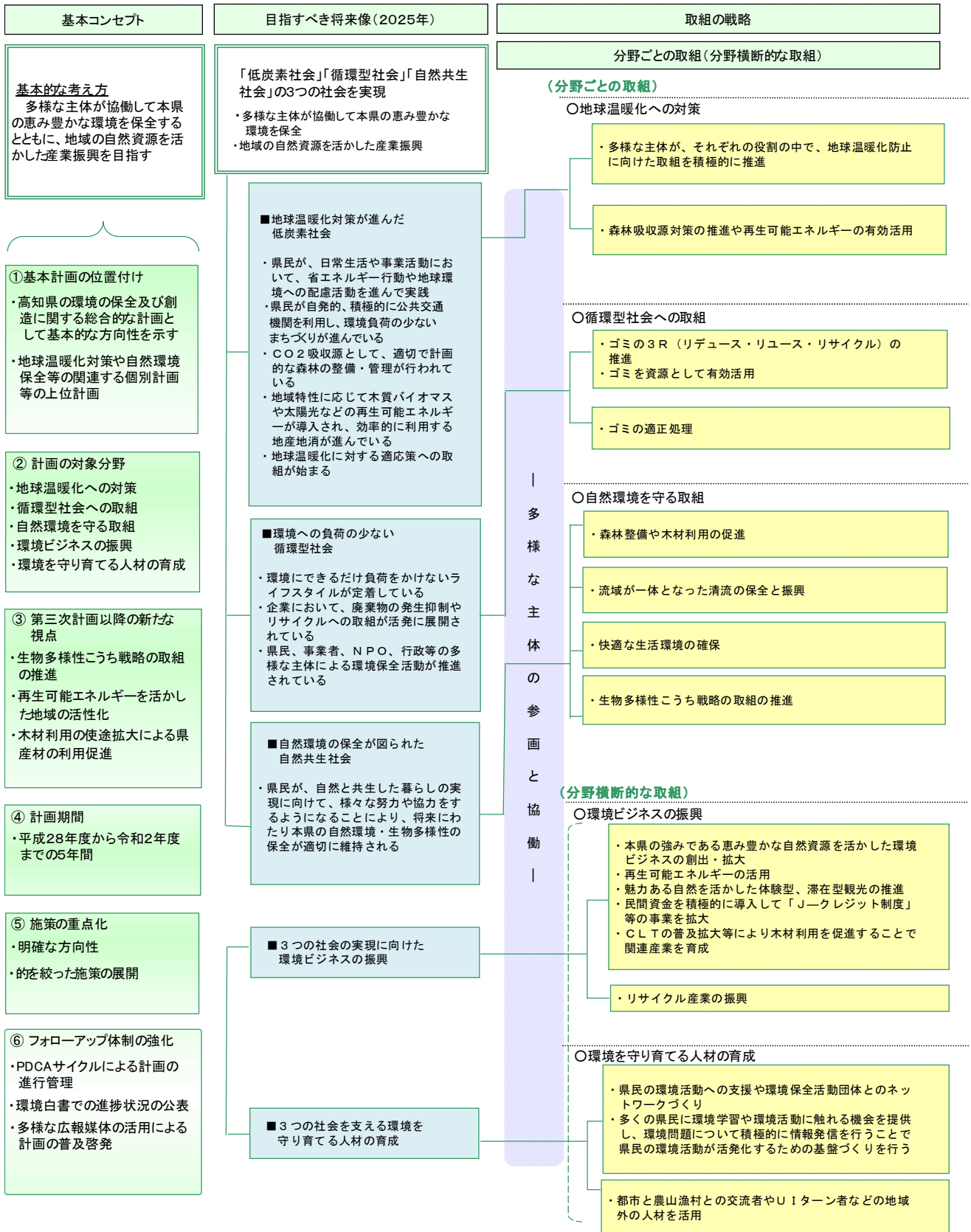
(7) 各分野における達成度の指標

本計画の効果的な推進のため、令和2年度までの5か年で目指す各分野の達成度の指標を定量的に掲げ、達成状況の把握及び評価を行います。

各分野における達成度の指標

		項目	目標値(目標年度)	実績	
地球温暖化への対策	1	県内の温室効果ガス排出量 (基準年のH2年比)	7,934千t-CO2 16%削減(2030年度) ※電気のCO2排出係数は基準年で固定	7,887千t-CO2 ※国から示される指標が2年遅れであるため、令和元年度末ではなく平成30年度末現在の数値	
	2	新エネルギーによる県内電力自給率	21.2%(R2)	20.6%(R元)	
循環型社会への取組	3	県民一人当たりの1日分の家庭ゴミ排出量(一般廃棄物)	537g以下(R2)	600g(R元)	
	4	産業廃棄物の再生利用量の割合	65.2%(R2)	72%(R元)	
自然環境を守る取組	5	県内民有林の間伐面積	8,000ha(R元)	4,693ha(R元)	
	6	公共土木工事の木材利用量 (工事費1億円当たり基準値)	12m3(R元)	9.1m3(R元)	
	7	公共用水域における水質汚濁に係る環境基準達成率	93%以上(R2)	95%(R元)	
	8	地下水における環境基準達成率	100%(H27~R元平均)	99%(H27~R元平均)	
	9	特定鳥獣の年間捕獲数	ニホンジカ	30,000頭(R2)	19,414頭(R元)
イノシシ	20,000頭(R2)		23,200頭(R元)		
環境ビジネスの振興	10	協働の森づくり事業によるパートナーズ協定締結市町村数(新規・更新)	県内全市町村(R2)	25市町村(R2)	
	11	J-VER制度により創出したCO2排出削減・吸収クレジットの販売量	保有量13,639t(H26末)全ての販売(R2)	販売量3,045t(R2)	
	12	木質バイオマスの年間利用量	573,000t(R元)	429,000t(R元)	
	13	環境保全型農業の推進	病害版IPM導入品目	6品目(R元)	7品目(R元)
	14		施設キュウリでの天敵導入面積率	60%(R元)	38%(R元)
	15		施設カンキツ類での天敵導入面積率	20%(R元)	12%(R元)
	16		生産販売に共に取り組む有機農業者グループ数	5グループ(R元)	6グループ(R元)
	17		グローバルGAP認証取得経営体数	5(R元)	29(R元)
	18		園芸用重油使用量	50,000kl(R元)	40,000kl(R元)
	19		リサイクル製品等認定制度の認定数	リサイクル製品	100件(R2)
20	環境配慮型事業所	20件(R2)		18件(R2)	
環境を守り育てる人材の育成	21	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成	15人以上(R2)	14人(R2)	
	22	指導者の育成	自然体験上級指導者(NEALインストラクター)受講者数 H29年度より(自然体験活動企画担当者セミナー)	受講者数延べ160人(R2)	延べ人数111人(H30) ※H30で終了
	23		生物多様性こうち戦略推進リーダーの養成	累計 50人(H30)	52人(R2)
	24	指導者の活用	豊かな自然体験活動を提供できる指導者の派遣	青少年団体や小・中学校への派遣10団体(R2)	5団体(R元) ※R元で終了
	25	県民意識の向上	講師の派遣・紹介等による環境学習等の受講者数	1,800人以上(R2)	1,777人(R2)
	26	環境保全活動を行うボランティア参加者	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	375人(R2)	651人(R2)
	27		県民一斉美化活動の参加者数	3,000人以上(R2)	2,229人(R2)

■事業体系表



高知県環境審議会

(環境計画推進課)

1 概要

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する基本的事項や自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議を行っています。

【各部会の所掌事務】

部会名	所掌事務
総合部会	1 部会の審議に関する総合調整に関すること 2 環境の保全に関する基本的事項に関すること 3 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌事務に属しない事項に関すること
水環境部会	水質、地盤沈下その他水環境に係る重要事項に関すること
生活環境部会	1 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止その他生活環境に係る重要事項に関すること 2 廃棄物処理に係る重要事項に関すること
自然環境部会	1 自然環境の保全に係る重要事項に関すること 2 県立自然公園に係る重要事項に関すること 3 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項に関すること
温泉部会	温泉に係る事項に関すること

【審議会及び各部会の開催実績（令和2年度）】

会議名	議 題
環境審議会	(令和3.2.2) 審議事項 ・高知県環境基本計画第四次計画の取組状況と成果について 諮問事項 ・第13次高知県鳥獣保護管理事業計画の策定について ・第5期高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の策定について ・第5期高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の策定について 報告事項 ・令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について ・県指定希少野生動植物の指定について ・第5期高知県廃棄物処理計画（令和3年度～令和7年度）の策定について
総合部会	(令和2.7.29) ・高知県環境基本計画第五次計画の方向性について (令和2.10.22) ・高知県環境基本第五次計画の基本的な考え方について (令和2.11.24) ・高知県環境基本計画第五次計画（案）について (令和3.3.24) ・高知県環境基本計画第五次計画の策定について
水環境部会	(令和3.2.3) ・令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
生活環境部会	(令和2.11.20) ・第5期高知県廃棄物処理計画（令和3年度～令和7年度）の素案について (令和3.1.29) ・第5期高知県廃棄物処理計画（令和3年度～令和7年度）の答申案について
自然環境部会	(令和2.8.4) ・生物多様性こうち戦略【改訂版】の進捗状況について ・県指定希少野生動植物の指定について

高知県文化環境功労者表彰（文化振興課）

1 概要

県では、文化の振興、国際交流の推進、環境の保全及び県民生活の向上に顕著な功績のあった個人や団体を表彰しています。

表彰の基準は、活動期間が概ね10年以上で、下記の表彰分野に該当する県内在住の個人や団体、又は先導的、先駆的な活動であり知事が表彰することを適当と認める場合としています。

受賞者（団体を含む）は、推薦のあったものの中から、選考委員会によって審査し、決定されています。

この表彰は、平成8年度から実施しており、令和2年度までに141の個人・団体を表彰しています。

また、環境関係では、33の個人・団体を表彰しています。

2 表彰分野

- (1) 芸術の振興、文化財の保護など文化の振興に尽くしたもの
- (2) 地域国際化、国際友好交流、国際協力など国際交流の推進に尽くしたもの
- (3) 自然共生社会づくり、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの
- (4) 消費生活、安全安心まちづくり、男女共同参画の分野において県民生活の向上に尽くしたもの

3 令和2年度受賞者

文化の振興	高知県能楽協会 (能楽の指導や鑑賞の機会の創出に尽力し次世代への伝承活動に取り組み、文化の振興に尽力した。)
文化の振興	岩崎 勇 (写真展の開催や後進の育成に取り組むとともに地域の文化活動に尽力し、文化の振興に尽力した。)
文化の振興	モラード会 (絵画の発表や鑑賞の機会の創出に取り組み、文化の振興に尽力した。)
文化財の保護	岡本 桂典 (本県の歴史文化の研究や後進の育成に尽力し本県の文化財の保護に尽力した。)

4 表彰実績

※分野は重複している場合がありますので、受賞者（団体を含む）の計とは合わないところがあります。

年 度	受 賞 者	受 賞 分 野							
		文化の振興			国 際 交 流	環 境 の 保 全	自 然 環 境 の 保 護	県 民 生 活 の 向 上	そ の 他
		文 化 芸 術	文 化 財 の 保 護	生 活 文 化					
H8	4	2	1			1			
9	7	5			1	1			
10	5	2				1	1		1
11	7	1	2		1	3			
12	5		2		2	1			
13	9	5	2		1	1			
14	6	3	1		1	1			
15	7	4	1		1	2			
16	7	3	1	1		2			
17	7	2	1		2	2			
18	7	1	4		2		2		
19	6	2	2		2		2		
20	6	1	2		1		1	2	
21	4	2			1	1		1	
22	5	1	1		1		2		
23	4	3			1			1	
24	4	2				2			
25	6	3	3			1			
26	6	3	1			1		2	
27	3	2	1						
28	6	5				1			
29	3	1				1		1	
30	7	1	1		2	2		1	
R1	6	2	2		1	1			
2	4	3	1						
合計	141	59	29	1	20	25	8	8	1

木の文化賞表彰

(林業環境政策課)

1 概要

木の文化県構想の定着を図るため、木造建築物及び木造建造物の部、木の文化のまち並み及び生活のある風景の部、木の文化を実践している人たちの部の3部門で功績のあるものを表彰しています。

2 令和2年度 高知県木の文化賞

<木造建築物及び木造建造物の部>

高知学園大学



【施設の概要】本施設は、学校法人高知学園により建てられた木造の大学施設です。柱・筋交・CLT壁には燃えしろ設計を採用し、あらわしとする一方、白色塗装やカラーガルバニウム鋼版などで、木部とその他素材の可視バランスに配慮しました。天井は不燃化し、火災時の燃え広がりや早期のフラッシュオーバー抑制に配慮するとともに、遮音・吸音性能も考慮した設計としました。

三原村中央公民館



【施設の概要】本施設は三原村に整備された、三原桧をふんだんに使用した公民館です。館内は大小会議室をはじめ、図書室、調理実習室、民具展示室、また、三原村出身の写真家、野町和嘉氏写真保管室等を備えており、文化教室やイベント等を開催することで、生涯学習の場として、子どもから高齢者まで、村民の集いや憩いの拠点となることを目的として建てられました。

Shimanto+Terrac はれのぼ



【施設の概要】四万十市の天神橋商店街に位置する本施設は、市産材ヒノキを構造材として用いた、開放的で木の素材感のあるカフェ、飲食テナント、イベント実施が可能なステージを備えた公園で構成され、他世代が憩うことができる施設となっています。商店街の防火規定のため、商店街の周辺施設の多くは鉄骨造の建物となっていますが、本施設に木材を取り入れたことで、商店街に自然の温もりが感じられる、木のある風景が生まれました。

<木の文化を実践している人たちの部>

株式会社土佐組子



【団体の概要】組子細工は、小さな木片を組み込んで製作する日本の伝統工芸技術の一つです。起源は飛鳥時代と言われており、法隆寺の金堂にある組子細工が日本最古のものと言われています。

高知県では、高知城の懐徳館の組子欄間が有名ですが、その他住宅としては室戸市吉良川町の伝統的建造物保存地区内の建物の障子や欄間の建具装飾として多く見られます。

堀田 幸生

【個人の概要】堀田幸生氏は、保幼小中高、大学、一般の方などを対象に、自然物を使った木工体験や、森林環境学習の講師を、これまで20年以上行っており、

この間、長年の功績により、「四国山の日賞」の受賞や、雑木を活用して、小鳥の形に削る、雑木ボードカービング作家の活動をたたえられ、「森の名手・名人」に認定されました。